

一般社団法人香川県社会福祉士会 会員の入会等及び会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人香川県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員の入会等の手続き並びに会員の種別による会費の額及び納入方法について定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 本会の入会を申し込もうとする者は、次の各号のいずれかに該当する条件を満たさなければならない。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、香川県内に住所又は勤務先を有し、本会定款第4条に定める事業に賛同し、本会の運営に協力しようとする者
- (2) 賛助会員 日本国内に居住し、本会定款第4条に定める事業に賛同し、支援を行おうとする者

(入会申込手続)

第3条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号、第2号）により会長に申込むものとし、会長は、前条の入会基準に該当する場合は、速やかに入会の承認を決定し、本人に通知するものとする。

ただし、会長が当該入会申込について疑念を生じたときは、理事会にその適否を図り、その結果を文書で通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 会員は総会で定められた次の入会金及び会費を納入しなければならない。

- | | | | | |
|--------------|---------|---------|-----|---------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 5,000円 | 年会費 | 13,000円 |
| (2) 賛助会員（個人） | 入会金 | 5,000円 | 年会費 | 5,000円 |
| | （団体）入会金 | 10,000円 | 年会費 | 20,000円 |

- 2 当該入会申込みが本会事業年度途中になされた場合は、別途に定める額を納入するものとする。

(収納方法及び納入期限)

第5条 本会は、前条の会費等を会員の金融機関口座からの引落としにより本会が指定する金融機関口座に一括納入するものとする。

- 2 ただし、前項の方法に依り難い場合は、現金払いとし、納入通知のあった日から1か月以内に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員は、次のいずれかに該当するに到ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費納入期限の翌日から正当な理由がなく会費を滞納し、6か月を経過した日の翌日
- (3) 団体会員の法人又は団体が解散したとき
- (4) 個人会員が死亡又は失踪宣言を受けたとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 会員のすべてが同意したとき
- (7) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき

(退会届)

第7条 会員は、いつでも会長宛に退会届(様式第3号)を提出し退会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 会員が第6条によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 前項のただし書きに該当するものは、次の各号の例によるものとする。

- (1) 会費の未納分の納入義務
- (2) 当該会員が被後見人等から代理受領した報酬額で未納分の納入義務

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他拠出金品は返還しない。

(改正)

第9条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1** この規則は、平成21年4月1日から施行する。